

特色選抜 判定基準

1. 出願資格

中学校または、これに準ずる学校、義務教育学校に後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下、「中学校等」という)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という)見込みの者のうち、次の(1)及び(2)に該当するもの

- (1) 沖縄県内の中学校等に籍をおく者
- (2) 本校の「求める生徒像」及び「選抜において重視する観点」を理解し、特色選抜出願要件等を満たす者

2. 出願要件

- (1) 総合ビジネス科・情報ビジネス科・国際ビジネス科の3学科(以下「商業系3学科」という)

ア 3年間の評定平均が3.0以上の者

$$\text{評定平均} = (\text{1～3年までの全体科目の評定合計}) \div 27\text{科目}(\text{小数第2位を四捨五入})$$

イ 各学年で、正当な理由のない欠席(無届欠席)が10日以内の者

- (2) 生涯スポーツ科は、出願要件を定めない

3. 選抜項目

- (1) 学力検査

ア 商業系3学科・生涯スポーツ科とともに、各教科50点満点×5教科の250点満点とする。

- (2) 調査書

ア 教科の評定

(ア) 商業系3学科は、3学年の評定を重視する観点より3学年の9教科の評定を1.5倍に換算し、1,2年の評定合計に加算して、158点満点とする。ただし、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{教科評定} = (\text{1～2年までの全体科目の評定合計}) + (\text{3学年の全体科目の評定合計} \times 1.5)$$

(イ) 生涯スポーツ科は、135点満点とする。

イ 特別活動

生徒会活動、ボランティア活動、学級活動、学校行事、生徒会役員、学級役員などリーダー的活動を調査書の記載内容から判断する。

(ア) 商業系3学科は、校内外の活動を問わず2項目を加算対象とし、20点満点とする。

(イ) 生涯スポーツ科は、校内外の活動を問わず1項目を加算対象とし、65点満点とする。

ウ 部活動・資格取得等

部長(キャプテン)、部活動(部外活動も含む)、県大会出場、九州(全国)大会出場、その他顕著な活動を1項目でランクが高いものを加算対象とする。ただし、大会・資格等の結果については、賞状など証明するものが必要となる。

(ア) 商業系3学科は、12点満点とする。

(イ) 生涯スポーツ科は、70点満点とする。

- (3) 面接

応答内容、態度・言葉遣い、身だしなみ等を総合的に判断する。

ア 商業系3学科、生涯スポーツ科とともに、30点満点とする。

- (4) 実技検査(生涯スポーツ科のみ実施)

ア 共通実技(立ち幅跳び・メディシンボール投・20mシャトルランの3種目)

3種目から2種目選択で100点満点とする。

イ 専門実技(野球、陸上競技、バレーボール、バスケットボールの専攻競技4種目)

専攻4種目から1種目選択し100点満点とする。

一般選抜・第2次募集 判定基準

I. 出願資格

(1) 一般選抜

- ア 中学校等を募集年度の3月に卒業見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という）
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 第2次募集

合格者が募集定員に満たない学科において、第2次募集を行うものとする。出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者とする。ただし、当該年度に学力検査を受検した本校の同一学科に出願することはできない。

2. 募集定員

$$(1) \text{ 一般選抜定員} = \text{募集定員} - \text{特色選抜合格者数}$$

$$(2) \text{ 第2次募集定員} = \text{募集定員} - \text{特色選抜合格者数} - \text{一般選抜合格者数}$$

3. 選抜方法

受検者の内申点と学力検査点を基にして総合点の算出や相関図を作成し、総合成績上位の者から下記の(1)から(4)の方法によって合否を判定する。ただし、判定にあたっては、各学科の特色に応じ、教育的配慮の基に行うものとする。

(1) 出身中学校等の校長から提出された調査書（第4号様式）、学力検査等の成績、面接の結果及び実技検査の結果（生涯スポーツ科のみ）を基にして選抜を行う。

(2) 選抜は、調査書（第4号様式）及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書と学力検査等の成績の比重は、5対5とする。

(3) 各圏の設定の仕方

A圏 内申点、学力検査点に基づいて募集人員（特色選抜合格者を除く、以下同じ）の80%程度の人数が含まれるように範囲を設定してA圏とする。

B圏 募集人員の110%程度が含まれるように範囲を設定し、それからA圏を除いた者をB圏とする。

C圏 A圏とB圏を除いた残りをC圏とする。

(4) 審議の手順

ア 志願倍率の高い学科から審議する。

イ A圏の中で下記の条件1のいずれかに該当する者以外は合格とする。ただし、第二志望の者は、B圏として扱う。

ウ C圏の中で条件2のいずれかに該当する者以外は不合格とする。

エ B圏の者にイ、ウで保留になった者を含めて条件2のいずれかにより総合的に判断し、合格者を決定する。

-条件1-

- (a) 3か年間の行動の記録に○がない者
- (b) 3ヵ年間の欠席が50日を超える者
- (c) 第3学年に評定Iのある者
- (d) 学力検査点で0点の科目がある者
- (e) 面接の評価にCがある者
- (f) 生涯スポーツ科の実技検査で評価にB、Cのある者

-条件2-

- (a) 観点別学習状況が著しく良い者
- (b) 学力検査点が著しく高い者
- (c) 内申点が著しく高い者
- (d) 行動等の記録が著しく良い者
- (e) 生涯スポーツ科の実技検査で評価に特A・Aのある者